

鶴田町農事普及だより

(11月号 令和6年11月1日～11月30日)



【発行】鶴田町／鶴田町農業支援センター／鶴田町農業振興課
つがるにしきた農業協同組合鶴翔統括支店
西北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室

加工用米・飼料用米等は正しく出荷しましょう！

令和6年産主食用米の価格が高値で推移している中、加工用米・飼料用米等として取組計画の認定を受けた米穀を主食用として出荷することについての問合せが寄せられているところです。

加工用米等は、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令に規定する用途限定米穀となるため、取組計画に従い適切に出荷・販売する必要があります。

なお、用途限定米穀を主食用米として販売した場合には、法令等に基づいた下記の措置が適用される場合があります。

このほか、認定取組方針作成者等との出荷契約に基づく違約金及び実需者との販売契約に基づく損害賠償の支払いが求められる場合があります。

加工用米・飼料用米等は、認定された取組計画に従って、適切に出荷するようお願いいたします！

記

不適正な出荷等が確認された場合の措置



- 名称（氏名）・住所及び違反事実を公表します。
- 取組計画の認定を取り消し、一定期間、加工用米や新規需要米の取組を認めません。
- 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての経営所得安定対策等に係る交付金の返還又は申請中の交付金が不交付となります。
- 違反事実が判明した年産に係る全ての経営所得安定対策等の交付金の返還又は交付申請中の交付金の不交付に加え、翌年度以降の交付申請書が不受理となります。

お問い合わせ先：鶴田町農業再生協議会（鶴田町農業振興課内）
☎0173-22-2111 内線292

今年で廃園や離農を考えている方へ

米やぶどうの収穫が終わり、りんごの収穫も終盤を迎えました。

今年の生産で廃園や離農を考えている方がいましたら、農業振興課・農業委員会へ相談ください。国の補助制度を利用して伐採・抜壜の費用負担を軽減する方法や農地の売買、貸借について詳しくご説明いたします。補助制度については、申込期間が非常に短いため、12月～1月でご相談することをおすすめいたします。この機会にぜひご検討ください。

お問い合わせ先：鶴田町農業振興課・農業委員会（☎0173-22-2111）
補助に関するすることは・・・農業振興課生産振興係（内線297）
農地の売買や貸借のことは・・・農業委員会（内線294、296）

農業経営収入保険に加入しましょう！

農業経営収入保険とは、全ての農作物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる農業収入の減少を広く補償する制度です。

現在、令和7年産の収入保険の加入を受け付けております（※申請締切は令和6年12月末）。収入保険に加入するためには、青色申告を行っていることが要件となっており、令和6年分を青色申告で確定申告される方であれば加入することができます。

保険料に対して、町も一部助成しておりますので、農業経営収入保険への加入を是非ご検討ください。

お問い合わせ先：鶴田町 農業振興課 生産振興係
（☎0173-22-2111（内線292））
青森県農業共済組合 津軽支所（☎0173-33-1513）



（令和6年10月24日 仙台管区気象台発表 東北地方1か月予報より）

向こう1か月の天候は、平年に比べ曇りや雨の日が多い。

平均気温は、高い確率80％である。

降水量は、平年並又は多い確率ともに40％である。

日照時間は、平年並又は少ない確率ともに40％である。



収穫は計画的に行おう！

1. 収 穫

- (1) 刈取時の水分は、以下を参考にする。
 - ㊟ 子実水分20％以下（爪を立てると少し跡が残る程度）
 - ㊠ 茎水分50％以下（爪でこすっても表皮が剥げない程度、手でポキッと折れる）
- (2) 降雨後は、茎や莢が十分乾燥したことを確認してから作業を行う。
- (3) コンバイン収穫時、土のかみ込みによる汚損粒が発生しないよう注意する。
- (4) 収穫後は速やかに乾燥を行う。



2. 乾燥・調製

- (1) 子実水分は15％以下に調製する。
- (2) 紫斑病、マメシンクイガの被害粒を除去する。

町農業委員会では、年3回農地パトロールを実施し、遊休農地や、放任園等の発生防止に取り組んでいます。
農地の貸借や売買については、町農業委員会へご相談ください。



熟度はやや進んでいる。適期収穫に努めよう！ 盗難に注意しよう！

10月21日現在のふじの果実肥大（横径）は、板柳町五幾形（県生育観測ほ）で9.5cmと平年より0.7cm大きかった（平年比108％）。ふじの熟度（りんご研究所：黒石市）は、3日程度進んでいると見込まれる。

1. 晩生種の収穫

(1) 適期収穫

晩生種は無袋ふじが収穫期となっている。収穫の遅れはつる割れの発生増加につながるので、適期に収穫を終えるようにする。

(2) 果実疫病防止対策

㊟ 収穫直前まで

反射シートを片づける際には土を飛散させないようにし、りんご樹にかけて干さない。収穫用のかごや箱の土は、あらかじめ洗い落としておく。

㊠ 収穫時

降雨時の収穫は行わない。やむを得ず収穫する場合は、果実に泥が付着しないように注意する。特に、はしごを移動する際、手に泥が付きやすいので、はしごを動かした後は十分注意する。

落果や収穫の際に落とした果実は、収穫果に混入しない。

㊡ 収穫後

収穫果は、園地に野積みしない。

(3) 選果時の注意

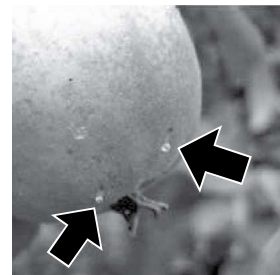
シンクイムシ類の被害果を流通させないために、食入痕も見分けられるよう十分に明るい場所で行い、徹底して選別する。

シンクイムシ類は、がくあ部（尻）やつる元から食入することが多い。脱出や糞の排出は赤道部からの場合が多い。がく片やつるの陰になっているところから食入又は脱出することもあるので、注意深く確認する。

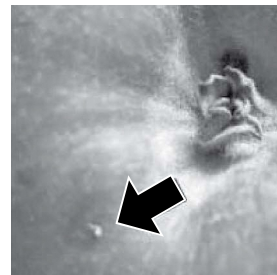
本年は、炭そ病や輪紋病の発生が目立つ。腐敗果だけでなく、斑点の生じた果実が混入しないように注意する。

また、つる割れ果等は、出荷先の基準により選別する。

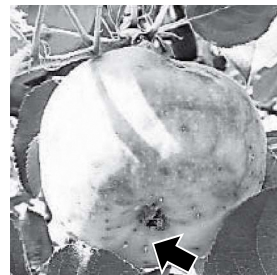
◇ モモシンクイガの被害果 ◇ （(地独)青森県産業技術センターりんご研究所提供）

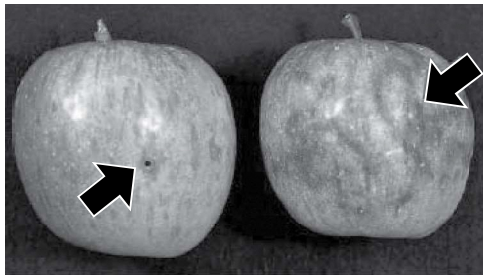


食入されると滴が出る



滴は白く乾燥して、しばらくの間は、果皮上に残る





脱出痕(左)と潜入(果皮近くを食い荒らした)痕(右)

🍷 選果時のポイント 🍷

- 食入されやすい果実の下半分は、重点的に確認する
- 脱出痕は赤道部に多い
- がくの近くやつる元は見つけにくいので、注意する

2. 腐らん病対策

収穫時につる折れ、つる抜けとして残ったつるから病原菌が侵入するので、つるが果台に残らないように丁寧に収穫する。つるが残った場合は必ず果台から取り除く。

発生が多い園地では、採果痕などからの感染を防止するため、収穫後できるだけ早めに、ペフラン液剤25 1,000倍、トップジンM水和剤1,000倍又はベンレート水和剤2,000倍のいずれかを特別散布する。

3. 黒星病及び褐斑病の対策

病原菌の密度を下げるため、伝染源となる被害落葉は、かき集めて適正に処分するか、土中にすき込むなど耕種の防除対策を積極的に行う。

4. 収穫後の園地管理

(1) 雪害防止対策

根雪前に、雪害を受けそうな枝への支柱入れや不要な枝の剪去、幼木の枝の結束などを行う。

(2) 野ネズミ対策

- ㊦ 園地を清掃し、餌となる果実や作物の残さなどは片づける。
- ㊧ 草生、敷草等を行っている場合は、野ネズミが巣を作りやすいので積雪前に幹の周辺を清耕しておく。
- ㊨ 特に被害を受けやすい苗木及び若木は、地上1m位の高さまで（積雪の多いところではさらに上まで）樹幹に金網や合成樹脂のプロテクターなどの被覆資材を巻きつける。
- ㊩ 殺そ剤による駆除は毒餌を食べた場合にのみ効果があるので、食いつきが悪い場合は、殺そ剤を含まない餌を与えて2～3日喫食させた後に毒餌をおく。なお、殺そ剤や忌避剤を利用する際には、使用基準を遵守する。

(3) 苗木の植付け、補植

植穴には、堆肥、苦土炭カル等の土壌改良資材を施用する。

(4) 酸性土壌の改良

酸性土壌の園地では、苦土を含む石灰質肥料を施用後、下層への浸透を図るため、5cm程度の深さで軽く耕うんする。長年、耕うんしていない園地では、断根による悪影響を避けるため、晩秋に実施する。

特産果樹

ぶどう

貯蔵中の品質管理を徹底しよう！

1. スチューベンの貯蔵

- (1) 灰色かび病菌等による腐敗を防ぐため、貯蔵温度を0℃付近に保持するとともに、被害果は貯蔵中でも取り除く。

- (2) 被害果を取り除く時期の目安は、穂軸、果軸の萎縮や褐変が軽く見え始め、1果当たり1～2粒が脱粒し始めた頃である。

2. 剪定

- (1) 剪定は、落葉後早めに行う。
- (2) 架線の巻きひげや枯死枝は、晩腐病や黒とう病の越冬源となるので必ず除去し、処分する。
- (3) 剪定方法には長梢剪定と短梢剪定があり、スチューベン は長梢剪定、シャインマスカットはいずれでもよいが短梢剪定の方が容易である。

3. 収穫後の園地管理

- (1) 収穫後は園地を清掃するとともに、酸性土壌の改良や野ネズミ被害の防止、雪害の防止等の対策を行う。
- (2) 黒とう病や晩腐病が発生した園地では、被害葉・新梢などが翌年以降の伝染源となるため、丁寧に取り除き、適切に処分するとともに、来年の休眠期散布を必ず行う。

おとうと

野ネズミとコスカシバ対策で園地の健全化を図ろう！

1. 積雪前の園地管理

積雪前に園地を清掃するとともに、酸性土壌の改良や野ネズミや雪による被害の防止等の対策、補植を行う（りんごの項を参照）。

2. コスカシバ対策

被害が見られる園地では、来年の開花前にフェニックスフロアブル500倍を樹幹部に、薬液が十分かかるように手散布する。

野菜

こまめな温度管理により生育量の確保に努めよう！

～ 冬期間のハウス管理 ～

- (1) 内張（2重カーテン）やトンネル、不織布などで保温し、最低気温が5℃以下にならないようにする。
- (2) ハウスの内張は毎日開閉し、できるだけ日光が当たるようにする。
- (3) 風のない日中（午前10時～午後3時を目安）に換気すると、ハウス内の湿度が下がり、凍害を受けにくくなる。
- (4) サイドに積もった雪と屋根から落ちた雪が凍結し、軒先より高くなるとハウスの倒壊につながりやすいので注意する。

農地の貸借の仕組みが変わります！

※農地法第3条の許可を受けて賃貸した農地は、原則、貸付期間が満了しても、契約は終了されずに法定更新（同一条件で自動更新）されることになります。また、同条の許可を受けた農地の賃貸借では、**貸主・借主が死亡した場合**、賃借権は相続人に相続され、賃貸借は継続されることになり、**自動的に契約は終了されません**。
解約する際は相続人全員の同意が必要となります。（必要手続き、書類等の確認は農業委員会までお問い合わせください。）

相続登記の申請が義務化されました！

※令和6年4月1日から、**相続登記の申請が義務化**されました。
相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、**その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記**の申請をしなければなりません。
遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。
正当な理由なく義務に違反した場合は**10万円以下の過料（行政上のペナルティ）**の適用対象となります。
令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。

お問い合わせ先：☎0173-22-2111（役場農業委員会 内線294.295.296）

登録品種に関する注意喚起

- ◇登録品種の種苗・収穫物等を利用するには、原則として権利者の許可が必要です。
 - 育成権者の許可を得ずに、自家採取した登録品種の種苗を近所の農家等に配布することは種苗法に違反します。
 - 他都道府県で開発された品種によっては、作付けできる都道府県が限定されている場合があります。
- ◇登録品種かどうかの確認は品種登録ホームページ（<http://www.hinshu2.maff.go.jp>）で行い、正規のルートで種苗を入手しましょう。
- ◇育成権者を侵害すると民事請求を受けたり、刑事罰を科される場合があります。

ツキノワグマ 出没警報発令中！

- ツキノワグマ出没警報発令中です。
- 農作業は、1人での作業を避け、ラジオやクマよけスプレーを携帯するなど、人身被害の防止に努めましょう。

【農業の相談はこちらへ】

農業についての各種相談を受け付けております。受付した内容は即時対応いたしますので、気軽にご相談ください。
鶴田町農業支援センター 午前9時から午後5時 ☎22-2111（役場農業振興課）

～農事普及だよりは町ホームページにも掲載しております～
URL <http://www.town.tsuruta.lg.jp/kurashi/kurashi-nougyou/post-117.html>